

(第四部)

第二回 参議院司法委員会會議錄第四十九号

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)
午前十二時二十五分開会

本日の会議に付した事件

○刑事訴訟法を改正する法律案(内閣
送付)

○委員(伊藤修君) それではこれより司法委員会を開会いたします。

本日は刑事訴訟法の一部を改正する法律案を議題に供します。前会に引続いて審議を継続いたします。尙審議に入る前にお諮りしたいことがござりますから、刑事訴訟法は御承知の通り大部な法案でありますから、これを小委員会に付託いたしました。小委員会において尙詳細に審議を継続したいと存じますから、これを設置することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) では御異議ないものと認めまして小委員会を設置いたします。就きましては小委員の數及び人選については委員長に御一任願うことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員(伊藤修君) それではさよう決定いたします。

では政府委員の御説明をお伺いいたします。本日は第四編再審から御説明をお願いいたします。

○政府委員(宮下明義君) 引続いて逐條について御説明申し上げます。第四編再審に入ります前に、改正案におきまし

ては、現行法第四編大審院の特別権限に属する訴訟手続の編を削除いたしましたのであります。これは現在の裁判所法によりますと、最高裁判所の特別権限事件というものはございせん、ただ高等裁判所の特別権限事件として内乱罪だけがあるだけでありまして、特にこの内乱罪の高等裁判所の特別権限につきまして、その捜査等について特別規定を設ける必要もないものと考えまして、現行法の第四編を削除いたしました次第であります。

次に改正案第四編再審でござりまするが、第四百三十五條は現行法の四百八十五條に相当する規定でありまして、その内容におきましては第七号が現行法とややつておるだけでありまして、その他の点は現行法と変りございせん。第七号におきましては、現行法においては、原判決だけでなく、前審の判決に關與した裁判官等及び公訴提起に關與した檢察官等につきまして、職務上覆職等の行為がござりました場合におきましても再審をなし得るものとしたおつたのであります。が、改正案は公訴提起というものにそれ程重要な意味を持たせておりませんし、若し公訴提起前に非違がござりしとしても、或いは前審の判決につきまして非違がござりしとしても、これらはすべて原判決をいたした際に、すべて洗いがされておるといふ考え方から、第七号におきましては、原判決に關與した裁判官、原判決の証拠になつた証拠書類の作成に關與した裁判官等につきま

して職務上の非行があつたとき再審の事由としたわけでございます。

次に再審の編におきましては應急措置法第二十條と同様、被告人のために不利益な再審というものはすべてこれを削除いたしました。これは憲法三十九條後段におきまして、何人も同一の行爲について重ねて刑事上の責任を問われぬという憲法の精神を承けまして、すでに或る判決を受けた以上これを不利益に変更されるということは憲法の精神に反するといふ趣旨から、被告人のために不利益な再審というものはすべて削除いたしましたわけでございます。

次に四百三十六條は、現行法の四百八十七條と四百八十八條とを併せて一つの條文にいたしましたわけでございます。その内容は、再審の請求というものは、有罪の言渡をいたしました確定判決に對してのみではなくして、控訴棄却の確定判決、又は上告棄却の確定判決に對しても、被告人のために利益な再審はこれをするのでござります。規定を置いたわけでございます。これによりまして、この再審が許されまして再審開始決定がござりますれば、その事件は控訴中の事件或いは上告中の事件として、その控訴裁判所及び上告裁判所において通常の手続に従つて審理がなされるわけでございます。

次に四百三十七條は現行法の四百八十九條に相当する規定でございまして、その内容は現行法と変りがございせん。次に四百三十八條は現行法の四百九

十條に相当いたしました。再審の請求は原判決をした裁判所がすべてこれを管轄するということに定めたのであります。

四百三十九條は現行法の四百九十二條に相当する規定でありまして、その内容におきまして民法の改正等に則りまして、幾分字句の修正をいたしてございするが、内容においては殆んど現行法と変りがございせん。

次に第四百四十條は現行法の四百九十三條に相当いたしました。檢察官でなくして檢察官以外の者が再審の請求をする場合には弁護人を選任することである。で、この弁護人は再審開始決定がありまして、その後再審の判決があるまでその選任の効力が持続いたしました。弁護人として活動できるといふ規定にいたしましたわけでございます。

請求そのものは必ずしも刑の執行を停止する効果を持つてゐるものではない。併しながら檢察官は事情によりまして、確かにこの事件は再審が立つに相違ないといふような事情のある場合には、前以てその執行を停止することができるといたしたわけでございます。

四百四十三條は現行法の四百九十八條に相当いたしました。再審の請求の取下に關する規定でございす。

四百四十四條は現行法の四百九十九條に相当いたしました。

次に四百四十五條は現行法の五百三條に相当いたしました。再審の請求を受けた裁判所が必要がある場合には合議体の構成員に事實の取調をさせ、又他の地方裁判所、簡易裁判所の裁判官に事實の取調の囑託をすることができるといふ規定を設けたわけでございます。

「委員長退席、理事鈴木安孝君委員長席に著く」

四百四十六條は現行法の五百四條に相当いたしました。この内容は現行法と變りがございせん。

四百四十七條は現行法の五百五條に相当いたしました。第二項におきまして現行法と幾分言葉を改めまして、再審の請求の棄却の決定があつたときは、何人も同一の理由によつては更に再審の請求をすることはできないといたしまして、解釈上の疑問を避け

四百四十八條は現行法の五百六條に相当したておきまして、再審の請求が理由がある場合には再審開始決定をしなければならぬという規定であります。再審開始決定がございしますと、その後通常の手続に従つて再審手続が継続されるわけでありまして。

四百四十九條は現行法の五百七條と五百八條を併せて一つの條文としたのでありまして、控訴棄却の確定判決と第一審の判決との両方に対して再審の請求があつた場合における技術的な問題を解決しております規定でございます。

四百五十條は現行法の五百十條に相当したておきまして、再審の各種の決定に対して即時抗告をすることができることの規定を設けておるのであります。

四百五十一條は、現行法の五百十一條と五百十二條に相当したておきまして、この規定は現行法と立て方を著しく変えておきまして、再審の手続におきまして原則としてそれらの審級に従つて審判をしなければならぬ。言い換へますれば、第一審の確定判決に対して再審の請求があつて、その請求に対して再審開始決定があり、その場合において、原則として第一審の手続に従つて再審手続をするというふうにしたわけでありまして、今現行法の五百十一條は再審開始決定が確定した事件については、それ／＼その審級に従つて更に審判をしなければならぬと規定いたしましたので、五百十二條において死亡者又は回復の見込みのない心神喪失者の利益のために再審の請求をした事件については、公判を開

かないで、檢察官及び弁護人の意見を聴いて判決をしなければならぬと、このように規定をいたしまして、五百十二條の第二項におきまして、有罪の言渡を受けた者の利益のために再審の請求をした事件について再審の判決をする前に、有罪の言渡を受けた者が死亡したり、又は心神喪失の状態に陥りまして、回復の見込みがなくなつた場合においても同様公判を開かないで、ただちに檢察官及び弁護人の意見を聴きまして判決をしなければならぬというふうにして規定いたしましたので、この死亡者又は心神喪失者についての再審の場合には、現行法においては公判を開かなかつたわけでありまして、今度の改正案の四百五十一條におきましては、このような場合におきまして、やはり公判は開くという立て方に改めたわけでございます。即ち第二項におきまして「死亡者又は回復の見込みがない心神喪失者のために再審の請求がされたとき」第二項といたしまして、「有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込みがないとき」におきまして、原則としては公判は開くのである、即ち三百十四條第一項本文、即ち公判手続の停止に関する規定及び三百三十九條第一項三号の規定、即ち公訴棄却の規定、これらはこの場合には適用をしない、従つて原則として公判を續けて行く、こういうふうにして方を改めまして、被告人の利益を圖ろうとしたわけでございます。

四百五十二條は現行法の五百十四條に相当したておきまして、「再審において

は、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない」といたしまして、不利益変更禁止の原則を採用したわけでございます。

四百五十三條は再審において無罪の言渡をしたときは、その判決を「官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならぬ」ということを定めたものでありまして、現行法の五百十五條に相当したておきまして、次に第五編非常上告について御説明申し上げます。改正案におきましては、四百五十五條乃至四百五十八條におきまして、上告裁判所の判決に対して檢察官、被告人又は弁護人の申立によつて訂正の判決をすることができるといふ新しい制度を採用したしたのであります。この制度と現行法にもございましたところの非常上告という制度とは、おのずから制度の趣旨と目的が相違したておきまして、四百五十五條の判決訂正の手続に拘わらず、非常上告は、やはり存置いたして置くべきものであるという見解から、改正案におきまして第五編として非常上告の手続をそのまま置いたわけでございます。而してその内容におきましては現行法と殆んど變つておりませんので、この点は各條文についての御説明を省略させていただきます。要するに判決が確定した後に、その事件が法令に違反したことを発見したときは、檢察総長は最高裁判所に非常上告をすることができるといふことにいたしましたので、四百五十五條以下にこの非常上告についての手続規定を定めたわけでございます。

次に第六編略式手続について御説明

申し上げます。新憲法が実施されました、昨年の五月三日から緊急措置法が施行されておるのでありますが、この新憲法の下においては、略式命令は憲法違反であるという説がかなり強く主張されたのであります。その根拠は、憲法三十七條第一項及び第二項並びに憲法八十二條第一項に基いて憲法違反の説が主張されたのであります。憲法第三十七條第一項には「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所から迅速な公開裁判を受ける権利を有する」と規定したておきまして、第二項においては、刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に與えられなければならない、この規定したておきまして、而して八十二條第一項には「裁判の對審及び判決は、公開法廷でこれを行う。」この規定したておきまして、これらの公開裁判を受ける権利といふものは放棄を許さない權利である。然るに略式命令といふものは、たとへば被告人が略式命令によることを同意したといたしまして、この憲法の公開裁判の原則に反するといふところから、憲法違反の説がかなり強く主張されたのであります。併しながら政府におきましては、終始この憲法三十七條第一項の公開裁判を受ける権利といふものも必ずしも放棄を許さない權利ではない。従いまして略式命令も必ずしも憲法違反でないといふことを強く主張いたして参りました。昨年憲法が実施されました。この間は、この点について疑念を持つた裁判所がございましたが、その後大多數の裁判所がこの略式命令は憲法違反でないという説を承認いたしました。

で、現在においては殆んどすべての裁判所が略式命令を發布いたしておるのであります。改正案におきまして、この政府の見解に従ひまして、略式命令手続をそのまま存置いたしたのであります。只今申上げたように、一部において憲法違反という説もあるくらいでありますので、十分慎重を期しまして、この略式命令について或る程度の制限を設けて、これを存置することとしたのであります。即ち四百六十一條におきましては、簡易裁判所は、檢察官の請求によりまして、その簡易裁判所の管轄に属する事件について、公判前、略式命令で五千円以下の罰金又は科料を科することができ、このように規定いたしましたので、罰金の最高限を五千円に限つたわけでございます。現行法におきましては略式命令で五千円以上如何なる金額の罰金を科し得たのであります。改正案におきましては最高限度を五千円に限つたのであります。而して第二項におきましては檢察官が略式命令の請求をし、この事件については、予め被告人に対してこの事件について略式命令の請求をするといふことを告げなければならぬといふことになりました。檢察官が被告人に対してその旨を告げた日から七日を経過いたしました。而もその期間内に被告人から異議がない場合に限り、罰金の最高限を五千円に限つた点、及び一定の期間を置きまして、その期間内に被告人から異議がない場合に限り

て初めて略式命令を発することができるといふ建前を取りまして、根本において憲法、違反でないことは間違いないのでありますが、尙、憲法違反の論議を避ける意味におきましてこのような慎重な立法をいたしましたわけでございます。

四百六十二條は現行法の五百二十四條に相当する規定でありまして、略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面で行なうべきものでなければならぬ。という趣意にいたしたものであります。即ち略式命令の請求は公訴提起そのものとは別個でありまして、同一の書面において略式命令の請求がなされるところになるわけでありまして、

四百六十三條は現行法の五百二十五條に相当する規定でありまして、略式命令の請求があつた場合に、その事件が法律上略式命令にすることができないものである場合、又は裁判所がその事件を略式手続で片付けるのは相当でない、通常の公判を開くべきものであると考へる場合におきましては、略式命令を発しません。通常の規定に従つて審判をしなければならぬという趣意にいたしたものであります。而して通常の手続に従つて審判をする場合において、裁判所法第三十三條第二項の場合には、簡易裁判所はその事件を「管轄地方裁判所に移送しなければならぬ」という趣意に定めたわけでございますが、この裁判所法第三十三條第二項の点につきましては、改正刑事訴訟法に應じまして裁判所法の一部を改正いたしたいと考へるのでございます。が、その法案を引續いて国会に提出して御審議を願ふ予定になつております。

四百六十四條は現行法の五百二十六條に相当する規定でありまして、その内容におきましては変更がございません。

四百六十五條は現行法の五百二十八條に相当する規定でありまして、第一項におきまして、正式裁判の請求をすることができるときは、新たに檢察官を加へまして、現行法におきましては、略式命令に對して正式裁判の請求をすることができるときは、その命令を受けた者に限られておつたのであります。が、改正案におきましては、必ずしもその命令を受けた者ばかりでなく、檢察官に對しても正式裁判の請求権を認めたいわけでございます。現行法においては、檢察官に正式裁判請求権を認めておらない關係上、解釈論をたしめて略式命令は檢察官の意見通り発すべきもので、裁判所は檢察官の意見を少しも変へる場合には普通の公判を開くべきものであるという誤つた解釈もあつたのであります。改正案におきましては、そのような解釈は取らない。裁判所は必ずしも檢察官の意見に拘束されません。裁判所独自の考へで刑を定め、略式命令を発すべきものであるという解釈を明らかにする意味もございまして、そのような場合において、檢察官はその略式命令に不服のある場合も考へられますので、第一項において檢察官に正式裁判の請求権を認めたいわけでございます。

四百六十六條は現行法の五百三十條に相当する規定でありまして、正式裁判の請求は第一審の判決があるまでこれを取下げることができるといふ趣意にいたしたわけでございます。

四百六十七條は正式裁判の請求といふものは、一面、上訴と似通つた点がございますので、三百五十三條の被告人の法定代理人又は弁護人の被告人のために上訴権の規定、三百五十五條の原告の代理人又は弁護人の被告人のために上訴権の規定、その他上訴権回復の規定等、すべてこれを正式裁判の請求又はその取下げについて準用することとしたのであります。

四百六十八條は現行法の五百三十一條に相当する規定でありまして、内容においては現行法と変わりがございません。

次に四百六十九條は現行法の五百三十二條に相当する規定でありまして、四百七十三條に相当する規定でありまして、内容においては現行法と変わりがございません。

四百七十一條は現行法の五百三十四條に相当する規定でありまして、裁判は原則として確定後これを執行するという原則を掲げたわけでございます。

裁判所に對する檢察官に在るときは、その裁判所に對する檢察官の檢察官がこれを指揮する」という趣意にいたしたのであります。

四百七十三條は現行法の五百三十六條に相当する規定でありまして、裁判官の執行指揮の方法についての規定でございます。

四百七十四條は、現行法の五百三十七條に相当する規定でありまして、二つ以上の主刑の執行は、罰金、科料を除いては、その重い方から先にその執行をするという原則を規定したのであります。併しながら最高檢察廳の檢察官は檢察廳長の許可を受け、その他の檢察官は檢察廳長の許可を受けまして、場合には、他の刑の執行を先にさせることと規定する趣意を認めたのであります。この場合におきまして、ただ単に檢察官にこの但書の権限を認めないで、最高檢察廳の檢察官につきましては檢察廳長、その他の檢察官につきましては檢察廳長の許可を受けしめるといふ趣意にいたしたものは、特に濫用を避ける意味において慎重を期したわけでございます。

四百七十五條は現行法の五百三十八條に相当する規定でありまして、死刑の執行に関する規定でございます。その第二項の規定は全く新しい規定でございます。即ち法務總長が死刑執行の命令をするのは、判決確定の日から六月以内これをしなければならぬ。但し、上訴権回復若しくは再審の請求、非常上告又は恩赦の出願若しくは申出がなされまして、その手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、只今申上げました六ヶ月の期間にこれを算入しないということにいたしましたのであります。現在におきましては、死刑の判決が確定いたしました後から相当な日数を経過した後に初めて死刑執行の命令が出たものであります。が、すでに死刑の判決を受けた者に対して、長い期間その執行をいたしません。いつまでも眼の前に死刑といふことを考へながら拘禁されておるといふことは、如何にも残酷でありまして、憲法が残酷な刑罰を禁止してゐる趣旨にも反すると考へまして、死刑の判決が確定した後は、その執行の命令をしなければならぬ、といふ趣意に規定いたしましたわけでございます。勿論但書にございまして、再審とか非常上告とか、恩赦といふようなことについては、十分な考慮が拂われるわけでございます。

次に四百七十六條は、現行法の五百四十條に相当する規定でありまして、「法務總長が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならぬ」といふ趣意にいたしたのであります。

四百七十七條は現行法の五百四十一條に相当する規定でありまして、第一項におきまして、死刑の執行の立会人に新たに監獄の長又はその代理人といふものを附加いたしました。現行法におきましては、立会人は檢察官と裁判所書記であつたわけでありまして、更に慎重を期しまして、監獄の長又はその代理人も立会なければならないといふ趣意にいたしたのであります。

四百七十八條は現行法の五百四十
二條に相当したておりまして、死刑
執行開始書に關する規定であります。

四百七十九條は現行法の五百四十
三條に相当したてりまして、死刑の言渡
を受けた者が心神喪失の状態にあると
き、又は死刑の言渡を受けた者が女子
であつて懷胎しておる場合には、法務
廳長の命令によつて、その執行を停止
しなければならぬ、という規定を設
けたわけでございます。而してこの執
行を停止いたしました場合に、その後
において心神喪失の状態が回復した場
合、又は出産がありました場合に、改
めて法務廳長の命令がなければ執行を
することができない、というふうに規
定いたしましたわけでありまして、第四項に
おきまして、四百七十五條第二項の規
定を準用することにしたしまして、こ
の場合においても、心神喪失の状態が
回復した日、又は出産の日から六ヶ月
以内に執行の命令をしなければならぬ
というようにいたしたのであります。

その趣旨は四百七十五條第二項に
おいて御説明いたしました通り、長い
期間死刑を服の前に置いて、拘禁を継続
するということ、余りにも残酷では
ないかという考えから出ておるわけ
であります。

四百八十條は、現行法の五百四十
四條に相当したてりまして、即ち死刑
の言渡を受けた者が、心神喪失の状態
にありまする場合には、その心神喪失
の状態が回復するまで、執行を停止し
なければならぬ、という規定であり
ます。

四百八十一條は現行法の五百四十

五條に相当したてりまして、現行法
におきましては、心神喪失者に対する
刑の執行を停止した場合には、檢察官は
その者を監護義務者又は市町村長に
引渡し、病院その他適當な場所に入れ
ることができるといふことになつてお
つたのであります。改正案におき
ましては、特に檢察官に對して、この場
合においては必ず監護義務者又は地方
公共團體の長に引渡し、病院その他
適當な場所に入れなければならぬとい
ふ義務を課しまして、その者の保護
を厚くいたしましたわけでありまして、

四百八十二條は現行法の五百四十六
條に相当したてりまして、刑の言
渡を受けた者について、第二号乃至第
八号の事由がありまする場合には、そ
の執行を停止することができるといふ
刑の執行停止に關する規定でございま
す。この第一項に新たに但書を附加え
まして、最高檢察廳の檢察官は、檢察
長の許可を受け、その他の檢察官は檢
事長の許可を受けて、この執行停止を
することができるといふふうにいたし
ましたのは、同様檢察官の権限の濫用
を防止しよう、檢察廳長又は檢察長
の許可によつて適當にこの執行停止がな
されるように、配慮しようとしたた
のであります。

四百八十三條は新しい規定でござ
いまして、改正案におきましては、五
百條において訴訟費用の負担を命ぜら
れた者が、貧困のためにその訴訟費用
を完納することができないときには、
訴訟費用の負担を命ずる裁判をいたし
ました裁判所に、訴訟費用の全部又は
一部の執行の免除を申立てることがで

きるという、訴訟費用の免除の申立に
關する規定を新たに設けたわけござ
います。この五百條に規定する執
行免除の申立の期間内、即ち訴訟費用
の負担を命ずる裁判が確定した後十日
以内にその申立があつたときは、訴訟
費用の負担を命ずる裁判の執行は、そ
の申立によつての裁判が確定するま
で、執行を停止しなければならぬ、と
いう規定を設けたわけでございます。

四百八十四條は現行法の五百四十七
條に相当したてり、四百八十五條は現行
法の五百四十八條に相当したてり、お
り。この場合に檢察官が收監状を發す
ることができるといふ規定を設けてお
るのであります。これは現行法にお
いては逮捕状といふ用語を用いておつ
たところでありまして、併しなから改正案
におきましては、逮捕状は起訴前の犯
罪捜査の段階における逮捕について、
逮捕状といふ名称を用ひましたので、
混同を避ける意味において收監状とい
う言葉に改めたのであります。憲法は
司法官憲以外の者について、人を逮捕す
る令状を發する権限を否定しておるの
であります。この場合におきまし
ては、すでに有罪の判決が確定したし
ておりまして、その裁判を執行するた
めに、有罪の言渡しを受けた者を收監
する令状を發するのであります。すな
わち、必ずしも憲法第三十三條の予定し
ておるところではないといふところか
ら、檢察官に對して收監状を發する権
限を認めておるのであります。

四百八十六條は現行法の五百四十九
條に相当したてりまして、死刑、懲
役等の言渡しを受けた者の現在地が判

らない場合に、檢察官は檢察長にその
收監を請求いたしまして、請求を受け
た檢察長は、自分の管内の檢察官に收
監状を發せしめて、これに協力する
という規定でございまして、四百八十七條
は收監状の記載要件に關する規定であ
ります。四百八十八條は「收監状は、
勾引状と同一の効力を有する」といふ
規定でございまして、四百八十九條は
「收監状の執行については、勾引状の執
行に關する規定を準用する」といふ規
定でございまして、現行法五百五十條乃
至五百五十二條に相當したてりまして、
その内容は現行法と變りはございませ
ん。

四百九十條は現行法の五百五十三條
に相當する規定でありまして、罰金、
科料、沒收等の裁判の執行に關する規
定であります。これらの裁判は檢察官
の命令によつて執行するのであります
が、この檢察官の命令は執行力のあ
る債務名義と同一の効力を有しまし
て、その裁判の執行については、民事
訴訟に關する法令の規定を準用する
という建前を取つたことは、現行法と同
様であります。

四百九十一條は沒收又は租税その他
の公課若しくは專賣に關する法令の規
定により言渡した罰金若しくは追徴と
いふものは、特に刑の言渡しを受けた
者が判決の確定した後死亡した場合で
ありまして、相続財産についてその
執行をすることができるといふ規定で
あります。現行法の五百五十四條と
同様であります。即ち改正案におきま
しても、有罪の判決といふものは、本
來その本人のみを対象として言渡さ
れ、その裁判の効果といふものは、そ

の本人一人に專屬するわけでありま
す。この場合のごとく沒收その他租
税等の法令の規定によつて言渡した罰
金等につきましては、特に相続財産に
ついて執行することができるといふ
ことにいたしましたわけでございます。

四百九十二條は法人の場合におき
まして、法人に對して罰金、科料、沒收、
追徴等を言渡した場合に、その法人が
判決確定後、合併によつて消滅した
ときには、合併後存続する法人、又は合
併によつて設立された法人に對して、
その裁判を執行することができるとい
ふ規定であります。現行法の五百五
十五條に相當する規定であります。こ
の場合におきましては、裁判の言渡し
を受けた法人といふものは、一旦合併
によつて消滅するのであります。が、
事實においてはその後の法人に引繼が
れておるといふ考え方から、後の法人
に對して執行をすることができるとい
ふことにいたしましたのであります。

四百九十三條は新しい規定であり
まして、改正案におきましては、三百
四十八條におきましていわゆる仮納付
の制度を設けたのであります。第一
審と第二審とにおいて、仮納付の裁
判があつた場合に、すでに第一審の仮
納付の裁判について執行をしてしまつ
たという場合に、その第一審の仮納付
の執行は、第二審の仮納付の裁判で納
付を命ぜられた金額の限度においてそ
の執行とみなすという規定を設けたの
であります。具体的に御説明申し上げま
すと、第一審において千円の仮納付
の裁判がありまして、千円の執行をし
た、その後第二審において五百円の仮
納付の裁判がありました場合に、その

納付の裁判がありました場合において

けでございませう。

その第二点は、五十三條に關する修正でありますが、五十三條の末項に「訴訟記録の閲覧については、別に法律で、手数料を定めることができる。」となつておりましたのを「訴訟記録の保管及び閲覧の手数料については、別に法律で、これを定める。」というふうに訂正いたしましたのであります。その趣旨は、この改正案五十三條は今後訴訟記録の保管者が裁判所であるか、檢察廳であるかという点を明文を以ては解決しておらないのであります。從來の立案經過を申し上げますと、法務廳におきましては、裁判の執行を檢察官が担当いたしましたのでありますし、又恩赦事務を檢察官が担当いたしましたのであります。關係上、判決確定後その訴訟記録というものは裁判所から檢察廳の手に移りまして、その執行事務が終了するまで、恩赦事務が終了するまで、その訴訟記録というものは檢察廳が保管して然るべきものであるという考え方が、訴訟記録の檢察廳保管を主張してゐるのであります。ところが裁判所側におきましては、自分のところで作成したものであるから、その訴訟記録というものは裁判所が保管するのが當然であるという主張をいたしておりました。立案途中において話し合いが付かなかつたのであります。従いましてこの改正案五十三條はその点が非常に曖昧になつておつたのであります。併しなからこのように折角刑事訴訟法を全面的に改正いたします場合に、問題をありまするので、むしろこの点は國會の御意思によつていふれなりとも理論

の正しい方に決して頂くのが適當ではないかというところから、訴訟記録の保管者という問題については別に法律でこれを定めるということにいたしました。刑事訴訟法とは別個にこの訴訟記録の保管に關する法律案を提出いたしましたので、國會の御審議を受けたいと、こう考へておるのであります。

次に百五條と百四十九條の但書の、「押收の拒絶が被告人のためのみにする權利の濫用と認められる場合」の下に括弧をいたしまして「被告人が本人である場合を除く。」という言葉を附加することにしたんですが、この意味は、被告人が本人でありまして、その被告人が例へば弁護士に犯罪事実に関するいろいろな証拠書類、証拠物を預けてゐる場合に、その弁護士が特に被告人の利益を圖つて、その押收を拒絶するといふような場合も、この但書のまゝにいたしておきますと、押收拒否権がなくなるという解釈が出て参りますので、それは如何にも不當である、被告人が本人自身である場合にはこの但書の適用はなく、原則に帰つて、その弁護士は本人のため、言い換へますれば被告人のために押收を拒否できるといふように改めたわけでございませう。証言拒否の百四十九條につきましても、同じ趣旨であります。

その他の点は逐條の御説明の際隨時触れましたので、正誤についての御説明は省略いたします。

以上で時間の關係もございまして、取り急いで逐條に亘つての御説明を終るわけでありませうが、尙附則の部分は御質問に應じまして十分御説明申上げたいと思ひます。

この改正案につきまして、いろいろな点について特に在野方面において反對の強いところとは、政府におきましても十分承知いたしております。殊にこの控訴制度について反對の聲が非常に強いといふことも承知いたしております。精神を忠実に実現いたしますとすれば、第一審の手続はどうしてもこの改正案のようにいたさなければならぬのであります。第一審を改正案のごとく丁重な十分審理を盡した制度に組立てます以上、控訴制度というものは從來の覆審制度から事後審制度に改めるのが適當ではないか、又制度全体を考へます場合には、全体として調和のとれた、而も今の日本の國情において運用のできる制度を考えなければならぬといふところから、從來の覆審制度を事後審制度に改めたのであります。政府といたしましては被告人保護のために十分に手を盡す方がよいといふことは勿論承知してゐるのであります。が、現在の裁判所の実情等いろいろ考慮いたしまして、又証人が控訴裁判所に遠い所からすべて呼び出されるというのには、証人側の利益、國民側の利益といふものも亦考へてやらなければならぬのではないかと、今後の訴訟においては少くとも、第一審において眞剣勝負として檢察官も被告人も弁護人もすべての主張をし、すべての証拠を出して、そこで眞剣に争つて裁判所の判断を仰ぐような運用が望ましいといふところから、この改正案を組立てたのでございまして、いろいろ御議論もあろうかと存じまするが、全体の制度の仕組みを十分に御検討願ひま

して、何とぞ慎重に御審議の上速かに可決あらんことを切に希望いたします次第であります。

○鬼丸義壽君 疑問な点は殆んど泉のごとくありますが、最も重要な点について二、三伺いたいと思ひますのは、証人の証言拒絶の点であります。百四十六條によりますと、「何人も、自己が刑事訴訟を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。」と、このようになつております。そういたしますと、自己又は配偶者或いは三親等内の血族若しくは二親等内の姻族とか、その他最も自己と同一一身のやうな近親者の場合を一括いたしましたして、刑事訴訟を受け或いは有罪判決を受けるといふやうな場合に限つて証言を拒む權限を認めたとことになりませうが、各人の利益といふものは、ひとり刑事訴訟を受けるとか、或いは又有罪判決を受ける場合に限りませう。その他幾多の權利を持つております。而も憲法の第三十八條によりますと、「何人も、自己に不利な供述を強要されなす。」かやうにありますが。一方においては、新刑事訴訟法の改正案が被告人のみならずが刑事上の審判を受けております場合に、自己の沈黙、いわゆる黙秘すら沈黙すら法律は認めております。にも拘りませう、苛くも証人として立ちました場合に、その一言が自分の一生を損するやうな大きな重大な利益までも証言を強要されまことは、又大変な実害は眞理に反することではないかと思ひます。殊にこの憲法に明らかに、この自己を守るの權利を保障されておりますにも拘りませう、証人台に立つて、

みずからの一言は自己を殆んど没しななければならぬやうな重大なことをすなへ、陳述するにあられれば陳述拒否の刑罰制裁を受ける。このやうな大きなことになりませうならば、拷問以上の拷問になると思ひます。況んやみずからが刑事被告人となつて法廷に立つておる場合ばかりではなくして、他の刑事事件を証する一つの資料に供せられる場合にございましては、そうしたやうな重大な陳述を強要いたしますことは、如何にしても私共は了解でき難いのであります。この点をなぜ一休旧法のごとくに、もう少しこの証言拒否の範圍といふものを廣くしたのかといふことが承りた。例へば刑事判決を受ける。刑事訴訟を受ける。或いは有罪判決を受けるといふことばかりが自己の利益、不利益といふやうなことではなくして、その他その一言は、名譽上においても、その他財産上におきまして、みずからの口によつてみずからを滅ぼすやうなことを強要されまことは、如何にも不自然なことだと思ひます。この点はどうして一休旧法のごとき極めてこの合理的なる法文をなぜこのやうに狭く解するやうになつたのであるか。

それから更に、百四十九條の末項にありますが「証言の拒絶が被告人のため」のみにする權利の濫用と認められる場合、これまではよいとしても「その他裁判所の規則で定める理由がある場合」は、その裁判所の規則によつて、かやうな重大なことが特に自由に定められることとしたらば、何とぞ、何とぞ、一休かやうな場合には証

言してもよろしい、こういう場合には証言しなくてもよろしいというように特段な規定を数ヶ條に互つて作つておられます意味というものは、全く没却されてゐる。そも、一體裁判所の規則で定めるといふものの範圍は、何を狙いとしておるか。その点を先づ一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 先づ第一の御質問は、改正案が現行法よりも、証言拒否權の範圍を狭めておる理由は余辺にあるか。これは憲法の趣旨にも關わらないものであるし、又各個人が自己を守るという根本的な權利にも相反するのではないかと、御質疑の点についてお答えしたいと思ひます。憲法三十八條第一項が「何人も、自己に不利な供述を強要されない」と規定したておられますことは、すでに御承知のことと存じます。この自己に不利な供述という表現の解釈につきまして、私共といたしましては、この憲法が或る程度參考にいたしましたアメリカの憲法のこれに相當する條文の解釋等も參考にいたしました。この不利な供述というものは、いわゆるセルフ・インクリミネートする供述、言い換へますれば、刑事手続におきまして、我と我が身を縛るような不利な供述を強要されないといふふうな解釋にいたしておるのであります。ただ單に、經濟上の不利を受けるのか、或いは自己の恥辱になるといふやうな供述は、憲法三十八條第一項は意味してゐない。刑事手続において、自分自身を縛つてしまふやうな供述、言い換へますれば、刑事訴訟を受け、又は刑事手続において有罪判決を受ける

やうな虞のある供述は拒み得る。こゝういふ供述は強要されないと、こゝういふ意味に解釋したておるのであります。従ひまして憲法が最少限度要求しておるのは、只今申し上げたやうな、セルフ・インクリミネートする供述を強要してはならないといふ意味である、こゝう解釋しておるのであります。而して現行刑事訴訟法の百八十六條によりますと、被告人の配偶者、四親等内の血族若しくは三親等内の姻族又は被告人とこれらの親族の關係のあつた者、被告人の後見人、後見監督人、保佐人、これらの者は、この關係がございまして、すべての証言を拒否することができると、こゝうなつておるのであります。この点を改正案百四十七條は、必ずしもこゝうな關係がありましても、すべての証言は拒否できない、ただ單に刑事訴訟を受け、又は有罪の判決を受ける虞のある証言のみを拒否できる。言い換へますれば、我と我が身を縛るやうな証言は拒否することができるといふふうな改めたのであります。勿論現行法におきましても、二百二條におきまして、或る者の恥辱に關し又はその財産上に重大な損害を生ずる虞のある場合には、宣誓をさせないで訊問することができるといふ特別な考慮をしておつたのであります。が、こゝうな恥辱に關し、又はその財産上に重大な損害を生ずるやうな場合には宣誓をしないで訊問をせよといふ或る程度の輕い考慮をしておるのであります。自分が起訴され、又は有罪の判決を受ける虞のある場合とは區別をして考へておるのであります。従ひまして改正案におきましては、憲

法三十八條第一項の精神から申しましても、亦一面、改正案が被告人の供述拒否權といふものを非常に強く規定したておられますので、これを補足する意味におきまして、被告人以外の証人が刑事訴訟といふものに十分に協力して頂かなければ刑事訴訟の実体的眞実発見の目的は達することができない。言い換へますれば、憲法十二條も、憲法の保障する基本的人權も、公共の福祉の枠内において初めて認められるものでございまして、各人の自己を防禦する權利といふものも、公共の福祉との調和を圖つてその限度において主張して頂きたい、こゝういふ考え方から、從來の何らの差別なしに配偶者、その他親族等の關係がございましてればすべて証言を拒否することができるといふ立て方を改めまして、特にこゝうな關係のある場合でありまして、刑事訴訟を受け、又は有罪の判決を受ける虞のある証言のみを拒否することができると。その他の証言は必ずしも拒否できない。言い換へますれば、ただ自分の恥辱に關するとか、或いは財産上不利を受けるやうな証言は必ずしも拒否できないといふふうな証言に改めたわけがございまして、この点が各人の權利を著しく侵害するものではないかといふ御批判でありまして、繰返して申し上げますに、各人の權利も十分に尊重しなければならぬのであります。が、被告人の黙秘權、供述拒否權といふものを憲法が非常に強く保障したておられます關係上、他の一般國民に對しては或る程度証言拒否の範圍といふものを制限して頂いて、刑事訴訟に協力して頂かなければ訴訟

の目的が達しかるといふところから、この百四十七條のやうな立て方をいたしましたわけがございまして、次に百四十九條但書の「その他裁判所の規則で定める事由がある場合」とは如何なる場合を指すか、若しこの除外規定が非常に廣いものであるならば、百四十九條 本文の規定を設ける趣旨は没却されるのではないかと、御質問でございしますが、誠に御尤もな御意見と考へるのであります。前にもこの問題について御説明申し上げましたように、立案當局といたしましては「その他裁判所の規則で定める事由」といふものを、現在においては當然とは予定いたしておりません。併しなから或る例を申し上げますと、例へばこの医者にかけた本人といふものが非常に小さな子供であつて、必ずしも名譽感情といふものもない、秘密もないといふやうな場合、例へば十二、三歳以下であるといふやうな場合におきましては、裁判所の規則によつてそのやうな場合の医師といふものは必ずしも証言拒否權がない。又この本人が事件當時においては死亡してしまつて、承諾の余地がない。併しなから諸般の情況から考へるならば、若し本人が生存しておつたならば當然承諾する情況と認められるといふやうな場合につきましては、裁判所の規則で、一定の本則に對する例外が規定できるといふことを予想いたしてございしますが、必ずしもこゝうな例外を廣く規定するといふやうなことは毛頭考へておらないのであります。

○大野幸一君 私がこの前、証人尋問の場合であつたと思ひますが、証人尋問の百四十三條の「何人も」という中に天皇は含むのかどうかということに對して御答弁の用意があるやうでしたら、それに對する見解、それに對する法律上の根拠を伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 前回、私から、この「何人も」証人としてこれを尋問することができるといふ「何人」の中には天皇を含まないといふ答弁を申し上げまして、尙その理論的根拠等について十分な検討を加へました上、改めて御答弁いたすことを約束いたしておつたのであります。が、政府部内におきまして尙協議中でございしますので、今暫く御答弁を御猶予願ひたいと思ひます。

○大野幸一君 次に百四十八條の「共犯又は共同被告人の一人又は數人に対し前條の關係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに關する事項については、証言を拒むことはできない」といふ後段の「他の共犯又は共同被告人のみに關する事項」とはどういうことをいふか、例示を以て御説明の御用意がありましたらお伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(宮下明義君) 百四十八條の規定は現行法におきましても、このままの形で規定されておる條文でありまして、御質問の点につきましてはいろいろ事例が考へられるわけでありまして、例へて申し上げますれば、他の共犯のみに關する事項と言ひますのは、甲乙兩名が共犯として、而も共同被告人として起訴されておりました、甲の配偶者が証人として尋問を受けておる場合に、その甲乙兩名の

共犯に関する事実については証言を拒否できるわけでありますが、その共犯に関する事実ではなくして、乙のみが犯罪事実、或いは乙の性格を証する証言等については必ずしも証言拒否権がない。次に、共同被告人のみに関する事項については、という例につきましても、いろいろの例があるかと考えますが、この共同被告人は必ずしも共犯とは限りませんが、共犯関係がない場合がありましても、例えて申上げますれば牽連事件等で同一訴訟に共同被告人として起訴されておる場合も考えられますので、このような場合には全然関係のない犯罪事実については、他の共同被告人のみに関する事項については、証言を拒否することができないわけでございます。

○岡部常君 今回の改正案におきまして、死刑の執行が六ヶ月以内に行われることに相成りました。この点につきましては私、聊か疑念を抱いておるのであります。死刑の最近何年間か、まあ約十年間くらいの推移は、どういふふうな統計になっておりますか、その点御調査願いたいと思つております。相當な期間内に執行するというのも結構であります。何分人の生命に関することとありますから、慎重に慎重を期するということとは、國家として勿論である。又死刑の宣告を受けた者、或いはその親族、友人といふものが非常にそれに關心を持ちまして、從前とて再審の申立等が、随分行われておつたのであります。それが六ヶ月以内に片付くものであるかどうかという点に、非常な疑問があるのであります。一方又これは沢山の人によつて提唱せられてお

るのではありませんが、場合によつては死刑の執行を一定期間猶予してはどうであらうか。それで本人の心情の変化等によつて、更に又刑罰を變えたりするやうなことも、刑法改正においてはお考えたらどうかというやうなことも聞いておるのであります。そんなことも考えますと、この際六ヶ月という短い期間に、急いで執行するのはどうかと考えられるのであります。就きましては死刑の十年間の統計、その中に判決が確定してから執行までに至つた期間が、どういふふうであるかということも、併せて御調査願つて書類を提出して頂きたいと考えるのであります。

○政府委員(宮下明義君) 只今御要求のごさいました最近十年間における死刑の統計及びその死刑の判決の確定後、どれだけの期間を置いて執行したか、という点についての統計につきましては、只今手許に用意がございませんので、後刻調査の上、書面にして御提出したいと考えております。

○理事(鈴木安孝君) 後の質疑は次にいたします。今日はこれにて散会いたします。

午後零時四分散会
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鈴木 安孝君
岡部 常君
委員 大野 幸一君
中村 正雄君
堀丸 善彌君
前之國喜一郎君
宇都宮 登君

六月二十六日本委員会に左の事件を付託された。

一、民事訴訟法一部改正案中の施行期日延長に関する陳情(第五百七十五号)

第五百七十五号 昭和二十三年六月十九日受理

民事訴訟法一部改正案中の施行期日延長に関する陳情

東京都千代田区霞ヶ関一ノ一全日本弁護士会理事長 山崎佐

民事訴訟法一部改正案中施行期日を昭和二十三年七月十五日としているが、裁判所廳舎の不足裁判官の減少等の理由によつて改正案第百八十七條及び第二百九十四條は実行上無理を生じるから、在改正案中の施行期日を早くとも來年七月十五日とされたいとの陳情。

政府委員
法務廳事務官(檢
務局刑事課長) 宮下 明義君
松井 道夫君
松村眞一郎君
宮城タマヨ君
星野 芳樹君